



身体障害者診断書・意見書（肢体障害用）

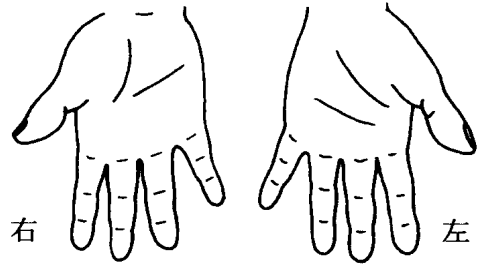
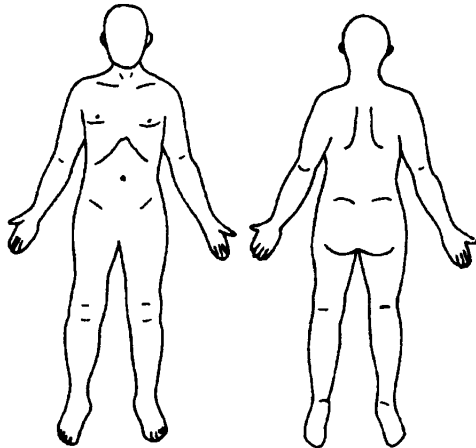
氏名	年 月 日生	男・女
住所		
① 障害名（部位を明記）		
② 原因となった 疾病・外傷名	震災、交通、労災、その他の事故、戦傷 天災、戦災、疾病、先天性、その他（ ）	
③ 疾病・外傷発生日	年 月 日	場所
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）		
人工関節等置換術予定 有（ 年 月 ） ・ 無 障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日		
⑤ 総合所見		
〔将来再認定 要（軽症化・重症化）・不要〕 〔再認定の時期 年 月〕		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日		
病院又は診療所の名称		
所在地		
診療担当科名	科	医師氏名 印
<p>身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕</p> <p>障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当する（ 級相当） ・該当しない <p style="text-align: right;">※下肢と体幹の障害が重複する場合、その総合等級は、原則として指数合算を行わないこと</p>		
<p>注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾病名を記入してください。</p> <p>2 障害区分や等級決定のため、姫路市社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。</p>		

肢体不自由の状況及び所見

神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見（該当するものを○で囲み、空欄に追加所見記入）

1. 感覚障害（下記図示）：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
2. 運動障害（下記図示）：なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
3. 起 因 部 位：脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
4. 排尿・排便機能障害：なし・あり
5. 形 態 異 常：なし・あり

参 考 図 示



右		左
	上肢長 cm	
	下肢長 cm	
	上腕周径 cm	
	前腕周径 cm	
	大腿周径 cm	
	下腿周径 cm	
	握力 kg	

×変形 ■切離断 ▨感覚障害 ▨運動障害

注：切断の場合は、前腕、上腕、大腿、下腿の1/2以上か否か（手指の場合はPIP・IPの有無）を明記してください。

利き手（右・左）

※ 握力は左右差を確認しますので、必ず両手とも記入してください。

動作・活動 自立—○ 半介助—△ 全介助又は不能—× ()の中のものを使う時はそれに○

寝がえりする			シャツを着て脱ぐ	
あしをなげ出して座る（背もたれ、支え）			ズボンをはいて脱ぐ（自助具）	
椅子に腰かける（背もたれ、支え）			ブラッシで歯をみがく（自助具）	右 左
立ち上がる（手すり、壁、杖、松葉杖、義肢、装具）			顔を洗いタオルで拭く	
家の中の移動（壁、杖、松葉杖、義肢、装具、車いす）			タオルを絞る	
洋式便器に座る			背中を洗う	
排泄のあと始末をする			二階まで階段を上って下りる（手すり、杖、松葉杖）	
（箸で）食事をする（スプーン、自助具）	右	左	屋外を移動する（家の周辺程度）（杖、松葉杖、車いす）	
コップで水を飲む	右	左	公共の乗物を利用する	

注：身体障害者福祉法の等級は機能障害(impairment)のレベルで認定されますので ()の中に○がついている場合は、原則として自立していないという解釈になります。

歩行能力及び起立位の状況（該当するものを○で囲む。）

1. 歩行能力 【補装具なし】：正常・()以上歩行不能・不能
 ※補装具 ()使用で()程度 歩行可能
2. 起立位保持 【補装具なし】：正常・(1時間、30分、10分)以上困難・不能
 ※補装具 ()使用で()程度

計 測 法

上肢長：肩峰 → 橈骨茎状突起
 前腕周径：最大周径
 下肢長：上前腸骨棘 → (脛骨)内果
 大腿周径：膝蓋骨上縁上10cmの周径（小児等の場合は別記）
 上腕周径：最大周径
 下腿周径：最大周径

